

第9回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月6日(火)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 13名
 - 1番 石井清治
 - 2番 山寄和雄
 - 3番 根本雅史
 - 4番 花澤一弘
 - 5番 繁田俊彦
 - 6番 大野雅弘
 - 7番 大越久雄
 - 8番 渡邊美代子
 - 9番 注連野千佳代
 - 10番 中山雅夫
 - 11番 田中幸一
 - 12番 山口壹弘
 - 13番 増田勉
- 5 欠席委員 2名
 - 1番 石渡正明
 - 2番 佐久間勝史
- 6 出席事務局職員 3名
 - 1 斉藤事務局長
 - 2 山田主査
 - 3 高橋副主査

◎開 会

令和4年12月6日午後2時00分 開会

○事務局長（斉藤明博君） お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（注連野千佳代君） 皆さん、こんにちは。先月、視察研修、無事終わりました、天気にも恵まれて大変有意義な視察になったのではないかなと思っています。研修委員の方ご準備ご苦労さまでした。事務局の方々もありがとうございました。また、来年からも、コロナの状況にもよりますけれども、開催できるようでしたら、ぜひ多くの方、参加してください。よろしくお願ひします。

今日といえば、もうワールドカップ、日本の対戦が終了してしまひまして、とても残念なのですけれども、選手の方々、日本の存在価値も十分高めていただひて、実力を証明して、大変勇気と感動と元気をいただくことができました。また、これからも委員会活動のほうに励んでいきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

では、始めます。

○事務局長（斉藤明博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（注連野千佳代君） 会議に先立ちまして、本会議における傍聴人の方にはお手元の傍聴要領をお守りいただき、会議の進行にご協力くださいますようお願ひいたします。

ただいまより第9回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中13名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。2番、石渡正明委員、3番、佐久間勝史委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

6番、山寄和雄委員、9番、大越久雄委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1ないし3については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号1ないし3についてご説明いたします。

議案1ページを御覧ください。本件は、木更津市内で中古車販売業を経営する法人が、市内在住の個人3名の所有する農地4筆を売買により取得し、駐車場用地として整備しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、事業全体の面積は1,528平方メートルです。

本件については、令和4年11月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料1ページの位置図を御覧ください。申請地は、袖ヶ浦駅の北側、約900メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

2ページ、3ページの土地利用計画図を御覧ください。土地の利用計画については、砕石を敷いた事業区域内を31台分の駐車スペースとして利用する計画となっております。

4ページは、周囲に設置するフェンスの構造図、5ページは会社の登記事項証明書となっております。

次のページに古物商免許、その次のページに数量算定の根拠説明書を添付しています。

今回の申請についてはネット販売も行っており、仕入れできるときに中古車を購入し、置いておく場所を確保することにより事業を拡大したいとのことで、駐車場を新しく整備するものです。

排水計画については、汚水、雑排水の発生はなく、雨水は場内で自然浸透する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料8ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

○1番（石井清治君） 1番、石井です。11月の24日、午後1時30分過ぎですけれども、事務局の山田さんと現地確認をいたしました。現地は、袖ヶ浦駅から北へ約900メートル付近の農地であります。塩場のほうは、草刈りをされておりました。写真のような状

態です。三カ所原のほうは、写真のように木が生えておりまして、草刈りはされていませんでした。現地は、譲受人の自宅に近いため選定をしたようでございます。周辺農地は耕作はされておりました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。
質疑はございませんか。

○13番（根本雅史君） では、確認ですけれども。13番、根本です。

○議長（注連野千佳代君） 根本委員。

○13番（根本雅史君） 周辺農地は耕作されていないという報告ですけれども、この土地も、もちろん耕作はされていないというような現状ですか。

○1番（石井清治君） ええ、されておりました。

○13番（根本雅史君） はい、分かりました。

○議長（注連野千佳代君） ほかに。

○14番（山口壹弘君） いいですか。

○議長（注連野千佳代君） 山口委員。

○14番（山口壹弘君） 14番、山口です。写真見る限り、このままでは使えないけれども、何か整地とか、そういう砂利とか入れる予定ですか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。総会資料の計画図にありますとおり、整地した上で砂利を入れて駐車場として使うという予定になっております。

○議長（注連野千佳代君） よろしいですか。

○14番（山口壹弘君） はい、いいです。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第1号の1ないし3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1ないし3については、許可相当と決定いたします。

次に、議案第1号の4及び5については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号4及び5についてご説明いたします。

議案1ページと2ページを御覧ください。本件は、市内で医療施設及び介護施設を営する医療法人社団が、市内在住の個人2名の所有する農地2筆を賃貸借により利用権設定し、認知症高齢者グループホームを整備しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、事業全体の面積は1,871.92平方メートルで、うち転用面積は455平方メートルとなっております。

本件については、令和4年11月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料9ページの位置図を御覧ください。申請地は、蔵波中学校の南西側、約1キロに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

10ページ、11ページの土地利用計画図を御覧ください。個室数18部屋の2階建ての建物を建設し、周囲には36台分の駐車場を設置する計画となっております。

12ページに建物の立面図を添付しております。

13ページの敷地内排水計画図を御覧ください。汚水については、合併処理浄化槽を設置し、市道側溝に放流する計画となっており、雨水については敷地内に浸透処理施設を設置し、敷地内処理する計画となっております。

次のページに、医療法人社団の登記事項証明書を添付しております。

所要資金については、自己資金及び金融機関からの融資により賄う計画となっております。

15ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

5番、繁田俊彦委員。

○5番（繁田俊彦君） 5番、繁田です。11月の28日、朝9時半過ぎに事務局、山田さんと現地を視察してきました。特に隣接している農地等はなく、問題はないと思われれます。あと、この写真の記載のとおりとなっておりますので、ご審議のほどよろしく願い

たします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○13番（根本雅史君） では、ちょっと確認ですけれども。

○議長（注連野千佳代君） 根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。この対象農地の隣は、農地以外の事業地になっていますけれども、今、現況といたしますか、地目は何になっていますか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。資料の15ページの、この農地以外の事業地となっている部分でよろしいでしょうか。

○13番（根本雅史君） はい、そうです。

○事務局（山田尚史君） この部分につきましては、地目は山林ですが、現況は、工事前だからか、写真にありますとおり、きれいにされていました。

以上です。

○13番（根本雅史君） はい、分かりました。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の4及び5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4及び5については、許可相当と決定いたします。

次に、議案第1号の6について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号6についてご説明いたします。

議案2ページを御覧ください。本件は、市外の法人が、市内在住の個人の所有する農地1筆を賃貸借により利用権設定し、太陽光発電施設用地として整備しようとする案件

であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和4年11月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料16ページの位置図を御覧ください。申請地は、市営墓地公園の西側、約100メートル、平岡小学校の南東側、約900メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

次のページの利用計画図を御覧ください。土地の利用計画については、対象農地に太陽光発電パネル200枚を設置し、用地外周にはフェンスを設置して事故防止に努める計画となっており、排水計画については、汚水、雑排水の発生はなく、雨水は場内で自然浸透する計画となっております。

18ページからは会社の概要、電力の供給に関する資料を添付しております。譲受人は、発電事業を行っている法人であり、食品事業等を行うグループ会社に売電する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料21ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、山寄和雄委員。

○6番（山寄和雄君） 6番、山寄です。現地には11月24日、午後2時半から事務局の山田さんと現地を確認しました。写真で見てもらったとおり、現地は耕作されておらず、整備されておりませんでした。太陽光発電を設置することなので、何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○16番（増田 勉君） 確認です。

○議長（注連野千佳代君） 増田委員。

○16番（増田 勉君） 16番、増田です。この地図で言うと、野球場みたいなところがある場所でしょうか。

○6番（山寄和雄君） そうです。すぐ隣です。

○16番（増田 勉君） そうですか。

○6番（山寄和雄君） はい。

○16番（増田 勉君） 子供たちに対する何か問題等は、特にあの辺は大丈夫ですか。

○6番（山寄和雄君） ええ、野球場はもう少し奥になるので何ら問題ないと思います。

○16番（増田 勉君） はい。ありがとうございます。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第1号の6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については、許可相当と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第2号について、事務局の説明を求めます。
斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第2号についてご説明いたします。

議案3ページを御覧ください。本件は、建築条件付売買予定地として令和3年7月27日付で県の許可が下りているものですが、完了予定日の令和4年5月31日までに計画していた3区画中1区画について建設が完了できなかったことから、令和5年7月30日までの期間延長の申請がなされたものです。

変更の理由については、住宅資材の入荷が遅れたことにより建築に遅れが生じたということです。

なお、当初の申請と工事の内容に変更はありません。

総会資料の22ページを御覧ください。申請地は、奈良輪小学校から南に約100メートルに位置しています。

23ページに土地利用計画図を添付しております。

次のページを御覧ください。3区画中2区画は住宅建築済みで所有権移転も終わっています。真ん中の法人所有地が未施工の場所となります。

次のページに変更後の工程表、その次のページに現地写真を添付しております。

なお、12月中には工事に着手する予定となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しました。

本案件につきましては事業内容に大きな変更はありませんので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略いたします。

これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号については許可相当に決定いたします。

◎議案第3号 令和4年度第8次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第3号 令和4年度第8次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第3号の令和4年度第8次農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。

議案第3号は、別冊となっております。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

7ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が7件となっております。

利用権設定を受ける方の面積は、合計で200.07アール、2万7平方メートルとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから6ページに記載のとおり

りとなっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。事務局に説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。協議報告第1号について、ご報告いたします。

議案の4ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理いたしましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和4年10月1日から10月31日までで、1件でございます。次に、協議報告第2号についてご報告いたします。

議案の5ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理いたしましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和4年10月1日から10月31日までで、4件でございます。報告は以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第4、その他について、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程は全て終了しました。

◎閉 会

○議長（注連野千佳代君） これをもちまして第9回農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後2時25分 閉会